

令和 8 年度奈良県広域水道企業団動画制作業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 適用

本要領は、令和 8 年度奈良県広域水道企業団動画制作業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

令和 8 年度奈良県広域水道企業団動画制作業務

(2) 目的

奈良県広域水道企業団は奈良県と 26 市町村で構成され、これまで個別に運営されていた水道事業等と奈良広域水質検査センター組合の水質検査業務を統合し、構成市町村内のご家庭等に水道水をお届けする水道事業と奈良市・葛城市に対して水道用水を供給する事業を令和 7 年 4 月から開始し、住民の皆さまに安全で安心な水道水を将来にわたって持続的に供給することを使命として、連携して広域で水道施設の老朽化対策や広域化整備、財政基盤の強化などに取り組んでいる。

奈良県広域水道企業団が設立し 1 年が経ったことから、これを契機に、奈良県広域水道企業団の成り立ちや水道事業等についてまとめた動画を作成・公開し、奈良県広域水道企業団が行う事業への理解を促す。

(3) 業務内容

別紙 1「令和 8 年度奈良県広域水道企業団動画制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日まで

(5) 契約金額の上限等

5,390,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、本業務完了後、実際に要した経費に基づき精算を行うものとする。

3 参加資格

次に掲げる（１）から（７）までのいずれにも該当する者であること。

- （１）物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成７年１２月奈良県告示第４２５号）による競争入札参加資格者で、Ｑ５「広告・イベント業務」で登録している者であること。（ただし、参加表明書提出時点において登録が完了していない者については、その時点において当該項目に係る登録申請書類を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととするが、企画提案書等提出締切時点までに登録を完了していなければ、本件に関する参加資格を喪失するものとする。）
- （２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していない者であること。
- （３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項又は第２項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）第３０条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- （４）平成１２年３月３１日以前に民事再生法（平成１１年法律第２２５号）附則第２条による廃止前の和議法（大正１１年法律第７２号）第１２条第１項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- （５）平成１２年４月１日以後に民事再生法第２１条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- （６）奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- （７）公告の日から起算して過去５年以内に動画制作の委託業務を受託し、同期間内に履行を完了した実績を有するものであること。

４ 手続き等

本業務の企画提案に参加する者は、以下のとおり書類等を提出しなければならない。

なお、提出物について当企業団が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じること。

- （１） 参加表明書等の提出

① 提出書類

(i) 参加表明書（様式1）

(ii) 実績報告書（様式2）

契約書の写し、仕様書等を添付し、契約内容及び実施実績が分かるように示すこと。

(iii) 事業者概要書（様式3）

会社概要（リーフレット）等があれば添付すること。

② 提出期限

令和8年8月18日（火）午後5時（必着）

③ 提出方法

後記12あてメール、郵送、持参のいずれかの方法により提出すること。

なお、郵送による場合は、配達（到着）の事実が証明できるものに限る。

※ 期限までに書類を提出しない者は、これ以降の企画提案を行うことができない。

④ その他

参加表明書等を提出した者のうち、参加資格を満たしていることを確認できなかった者に対しては、参加資格がない旨及びその理由を書面により通知するものとする。なお、参加資格がない旨の通知を受理した者は、通知日から起算して3日（土・日・祝日を除く。）以内に、後記12あてメールにより説明を求め、提出書類に不足があった場合に限り、通知日から3日（土・日・祝日を除く。）以内に追加で提出することができる。

(2) 企画提案書等の提出

① 提出物

(i) 企画提案書表紙（様式4）

(ii) 業務実施体制（様式5-1及び5-2）

(iii) 見積書（任意様式）

- ・ 一式計上ではなく、第三者により客観的判断が可能な積み上げ方式とし、算定根拠を明確に示すこと。（各項目の単価が判断できる内容とすること。）なお、「値引き」等金額を差し引くものは記載しないこと。
- ・ 見積額は、2（5）の委託上限額の範囲内とすること。
- ・ 宛先は「奈良県広域水道企業団企業長」とすること。

(iv) 企画提案書

- ・ A4版片綴じを原則とする。

資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

- ・ 企画提案書には必ずページ番号を付けること。また、項目ごとのインデックスを付すなど閲覧性に配慮すること。
- ・ 企画提案書の枚数は制限しない。
- ・ 企画提案書には、仕様書等を踏まえ、以下の項目を盛り込むこと。

(ア) 業務実施方針

前記「**2** (2) 目的」を踏まえ、仕様書に記載の業務内容についてどのように実施するのか分かりやすく記載し、動画制作に係るコンセプト、視聴対象、構成及び演出方法等を提案すること。

(イ) 業務スケジュール

委託業務全体に係るスケジュール

(v) 動画（審査会当日に持参）

- ・ 7 (3) ②の対面によるプレゼンテーション時において用いる動画を審査会当日に持参すること。
- ・ 動画は、本業務の委託事業者として特定された場合に、本業務に従事する者が制作したものに限る。
- ・ 既存・プレゼンテーション用に新たに制作したもの、いずれも可とする。
- ・ 動画の時間数は問わない。ただし、プレゼンテーション時において、動画を視聴する時間は3分以内とし、動画も用いて、動画を制作する際の工夫、留意点等についてのプレゼンテーションを行うこととする。
- ・ サンプル動画は、審査会当日にモニターに写し視聴するため、HDMIケーブルが接続できるパソコンにサンプル動画データを保存し、持参すること。

② 提出期限

令和8年8月26日（水）正午（必着）

③ 提出方法及び提出部数

後記**12**あて郵送又は持参により提出すること。

なお、郵送による場合は、配達（到着）の事実が証明できるものに限る。

④ 提出物

(i) ～ (iv) について、紙媒体により9部提出すること。

- ・ 9部のうち、正本は1部、副本は8部とする。
- ・ 副本8部については、公平性を保つため、提案者を判読できるような内容（名称、ロゴマーク等）の記載を一切行わないこと。

5 説明会

本業務の企画提案に関する説明会は開催しない。

6 質問の受付

本業務の企画提案に関する質問については、質問票（様式6）により、次のとおり受け付ける。

（1）受付期間

令和8年8月7日（金）午後5時まで（必着）

（2）受付方法

後記12あてメールにて提出（送信）すること。提出後は、電話により到達確認を行うこと。

（電話・来訪等、口頭による質問は受け付けない。）

（3）回答方法

奈良県広域水道企業団ホームページ上に公表する。

回答の公表は、令和8年8月14日（金）に行う予定。

7 企画提案書等の審査及び結果の公表

（1）選定審査会の設置

「令和8年度奈良県広域水道企業団動画制作業務委託業者選定審査委員会」（以下「選定審査会」という。）を設置し、最優秀企画提案者を選定する。選定審査会は、次の事務を所掌する。

- ① 企画提案書等の審査に関する事項
- ② 最優秀企画提案者の選定に関する事項
- ③ その他必要と認める事項

（2）審査基準

審査にあたっては、別紙2「審査基準」に基づき総合的に評価する。

（3）受託者の選定

① 企画提案書等の審査

- （i）企画提案の審査は、選定審査会により、次の審査項目について採点を行うものとする。

選定審査会の各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も合計得点の高い1事業者を最優秀企画提案者として選定する。

なお、各委員の点数を合計した得点が6割以上であり、いずれの審査項目においても0点がないことを契約相手方特定の条件とする。

提案者が1者の場合は、各委員の点数を合計した得点が6割以上で、いずれの審査項目において0点がなく、かつ選定審査会の合議により認められたものについては、当該提案者を受託者として選定する。

- (ii) (i) の合計得点が同点の場合は、各委員の評価で1位が多い者を契約の相手方として特定する。
- (iii) (ii) の1位評価が同数の場合は、見積価格の低い者を契約の相手方として特定する。
- (iv) (iii) の見積価格が同額の場合は、委員長が高い評価をした者を契約の相手方として特定する。
- (v) (iv) が同評価の場合は、くじ引きにより契約の相手方を特定する。

② プレゼンテーション等

提出のあった企画提案書等について、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。

なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及び質疑応答に先立ち書類選考を行う場合がある。

(i) 日程

令和8年9月3日(木)(予定)

※ 時間等の詳細は、後日提案者に対して通知する。

(ii) 実施方法等

- ・ 1提案者あたりプレゼンテーション20分、質疑応答10分とする。
- ・ プレゼンテーションに必要な機材(パソコン)は事業者にて準備するものとする。

(iii) その他

- ・ プレゼンテーション等は非公開とする。
- ・ プレゼンテーション等で使用する資料は、事前に当企業団に提出した企画提案書のみとし、新たな資料配布は認めない。

③ 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書等を提出した事業者のみに対して書面で通知する。

8 契約

- (1) 前記7により最優秀企画提案者として選定された者は、速やかに当企業団と本業務に係る契約を行うこと。選定された者が正当な理由なく遅延した場合は、選定を取り消すことがある。
- (2) 契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、奈良県広域水道企業団契約規程(令和7年3月企業管理規程第36号)第19条第1項ただし書の規定に該当する場合は免除する。

- (3) 契約金額は、企画提案時に提出した見積書に記載の金額とする。
- (4) 企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。

9 契約の不締結

契約予定者が契約締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約予定者と契約をしないものとする。

- ア) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- イ) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ウ) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- カ) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前記ア) からオ) のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- キ) 本契約に係る下請契約等に当たって、前記ア) からオ) のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（前記カ) に該当する場合を除く。）において、当企業団が当企業団との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- ク) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当企業団に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

10 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が前記9のいずれかの要件に該当すると認められた場合、企画提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除することがある。

また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

1 1 その他

- (1) 本企画提案に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。また、審査作業等の必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 参加表明書を提出した後に辞退する場合は、速やかに後記 **1 2** まで連絡するとともに、書面（任意様式）にて辞退の届出を行うこと。
- (4) 選定結果として企画提案書等を提出した事業者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。また、住民等からの情報公開の請求に応じて企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (5) 選定結果に対しての異議申立ては受け付けない。
- (6) 募集及び契約については、当企業団の都合により中止することがある。この場合、損害賠償は行わない。

1 2 問い合わせ及び提出先

奈良県広域水道企業団総務部総務課人事広報係

〒636-0302

奈良県磯城郡田原本町大字宮古 404-7

TEL : 0744-32-1261 FAX : 0744-32-2716

E-mail : jinji@union.nara-water.lg.jp